

令和8年度（2026年度）熊本県産業技術センター

自動販売機設置者募集要項

熊本県産業技術センターが行う自動販売機設置者（以下「設置者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項及び別添公募物件説明書の各事項を御承知のうえお申し込みください。

1 公募物件

別添公募物件説明書記載のとおり。

2 応募資格要件

次のいずれかに該当する者は、応募することができません。

- (1) 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 次のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過していない者
 - ① 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約をしなかった者
 - ⑥ ①から⑤までのいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 県税を滞納している者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又はこれらと社会的に非難されるような関係を有する者
- (6) 法人又は法人格を有しない団体にあつては役員（法人登記簿に登載されている者、法人格を有しない団体にあつては役員として活動している者）が暴力団員又はこれらと社会的に非難されるような関係を有する者

3 公募条件等

(1) 貸付料等

ア 貸付期間

貸付期間は物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、更新はしません。

また、県が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者(借受者)が公募条件のいずれかに違反する行為を行ったとき、その他県が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがあります。

なお、貸付期間中は、自動販売機の設置、撤去、入替え及び故障並びに停電等やむを得ない事情がある場合を除き、自動販売機による販売を継続するものとします。

イ 貸付料

物件ごとに設置者として決定された者が提示した見積価格(年間分)をもって年額貸付料とします。屋内に設置する物件については、消費税相当額(10%)も徴収しますので、消費税相当額を含めた価格を記入して下さい。

なお、光熱水費相当額及び売上手数料相当額は貸付料に含みますので、別途納付する必要はありません。

なお、年額貸付料は、県の発行する納入通知書により、県が指定する期日までに全額納入してください。

ウ その他必要経費

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。

また、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復することとし、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、有益費その他一切の費用について、県に対し補償請求することはできません。

(2) 管理運営上の遵守事項

ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めること。

イ 自動販売機の設置に当たっては、安全対策として、JIS規格及び業界自主基準に準拠した転倒防止措置を講じること。

ウ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。

エ 商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫・補充管理を行うこと。

オ 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機1台に1個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を行うこと。また、回収ボックスから使用済み容器が溢れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。

カ 商品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、学校長の指示に従うこと。

キ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置者の

責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

ク 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ケ 販売品目及び販売価格は、物件ごとに別添公募物件説明書記載のとおりとし、酒類の販売は行わないこと。

コ 「くまもと地産地消推進県民条例」第7条の規定に基づき、農林水産物加工商品については、県内で生産又は加工したものを優先的に取り扱うよう努めること。

サ 県がポスター類の掲示を依頼する場合には、協力すること。

シ 県が電気設備の点検等のために停電させる場合には、協力すること。

4 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期限は別添公募物件説明書記載のとおりとします。

(2) 必要な書類(各一部)

次の書類を物件番号ごとに提出してください。同一物件番号内で複数の場所が記載されている場合、その一部だけを申し込むことはできません。

ア 応募申込書 (第1号様式)

イ 誓約書 (第2号様式)

ウ 販売品目一覧(第3号様式)(販売品目、販売価格を指定する場合)

エ 設置を希望する自動販売機のカatalog(寸法、消費電力が確認できるものでコピー可)

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

また、公募の結果については、物件の所在、契約金額、契約者の氏名(法人の場合は法人名)及び住所、応募金額を公表することがあります。

5 設置者の決定

(1) 公募物件ごとに提出された応募書類の審査を行い、「2 応募資格要件」に定める資格を全て満たし、販売品目及び販売価格が適当である者を設置候補者とします。

(2) 設置候補者のうち、学校長が定めた最低貸付料以上の最高価格で応募申込を行った者を設置者とします。

なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより選定します。

(3) 設置者の決定は、概ね令和8年(2026年)2月中旬を予定しています。

設置者の決定後、応募者に選定結果を連絡します。

- (4) 各応募者の見積価格が県が定めた最低貸付料に達しなかった場合は、希望者から再度応募申込書を提出していただき、設置者を選定する場合があります。

6 貸付申請の手続

設置者に決定された方は別途定める期日までに、次の書類とともに、契約保証金(貸付契約期間全体の貸付料総額の 100 分の 10 以上の額)を納付していただきます。

なお、契約保証金は、貸付料やその他の支払を怠った場合にこれらに充当されます。

また、契約保証金は契約期間が満了し、契約に基づく義務の履行が完了したことを確認後、利息を付さずに返還します。

《 貸付申請提出書類 》 ※ 提出部数は各 1 通

- ① 公有財産貸付申請書(県指定様式)
- ② 設置場所への自動販売機及び空容器回収ボックスの配置図
- ③ 熊本県税納税証明書(28号様式その6(未納がないことの証明書))
※熊本県税事務所、各地域振興局税務課、自動車税事務所で交付が受けられます。
※使用目的は「公有財産貸付申請のため」としてください。
- ④ その他参考となる書類

7 設置者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付の手続に応じなかった場合
- (2) 設置者が応募者の資格を失った場合
- (3) 貸付契約の義務に違背した場合

8 その他

貸付手続に関する一切の費用については、設置者の負担とします。

9 問い合わせ先

○ 具体的な設置場所、注意事項等に関すること
〒862-0901 熊本市東区東町三丁目11番38号 熊本県産業技術センター 総務管理室(担当:白石) 電話:096-368-2101
○ 契約に関すること

〒 8 6 2 - 8 5 7 0

熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号

熊本県 商工労働部 産業振興局 産業支援課 企業振興班（担当：
高島）

電話：0 9 6 - 3 3 3 - 2 3 1 9